府令

○内閣府令第三十三号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第九条第二項第四号及び第二十七条第一項第五号の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）	（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）
第十九条　［略］	**第十九条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　令第九条第二項第四号及び第二十七条第一項第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。	3　［同上］
一　猟銃	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　銃の全長（銃身又は銃床が折りたたみ式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折りたたみ、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。）九十三・九センチメートル（専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあつては、八十三・九センチメートル）	ロ　銃の全長（銃身又は銃床が折りたたみ式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折りたたみ、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。）九十三・九センチメートル
二　［略］	二　［同上］
4　［略］	4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・総務省令第六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　高市　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（電子資格確認に係る経過措置）	［項を加える。］
4　当分の間、第二十三条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）附則第二十五項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。	
5　当分の間、第三十条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）附則第十二条の二の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この命令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の日の前日までの間における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第二十三条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年財務省令第二十五号）附則第二条の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。

3　この命令の施行の日の前日までの間における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第三十条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省令第五号）附則第二項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。